

令和4年度後期高齢者被保険者証の2回交付について

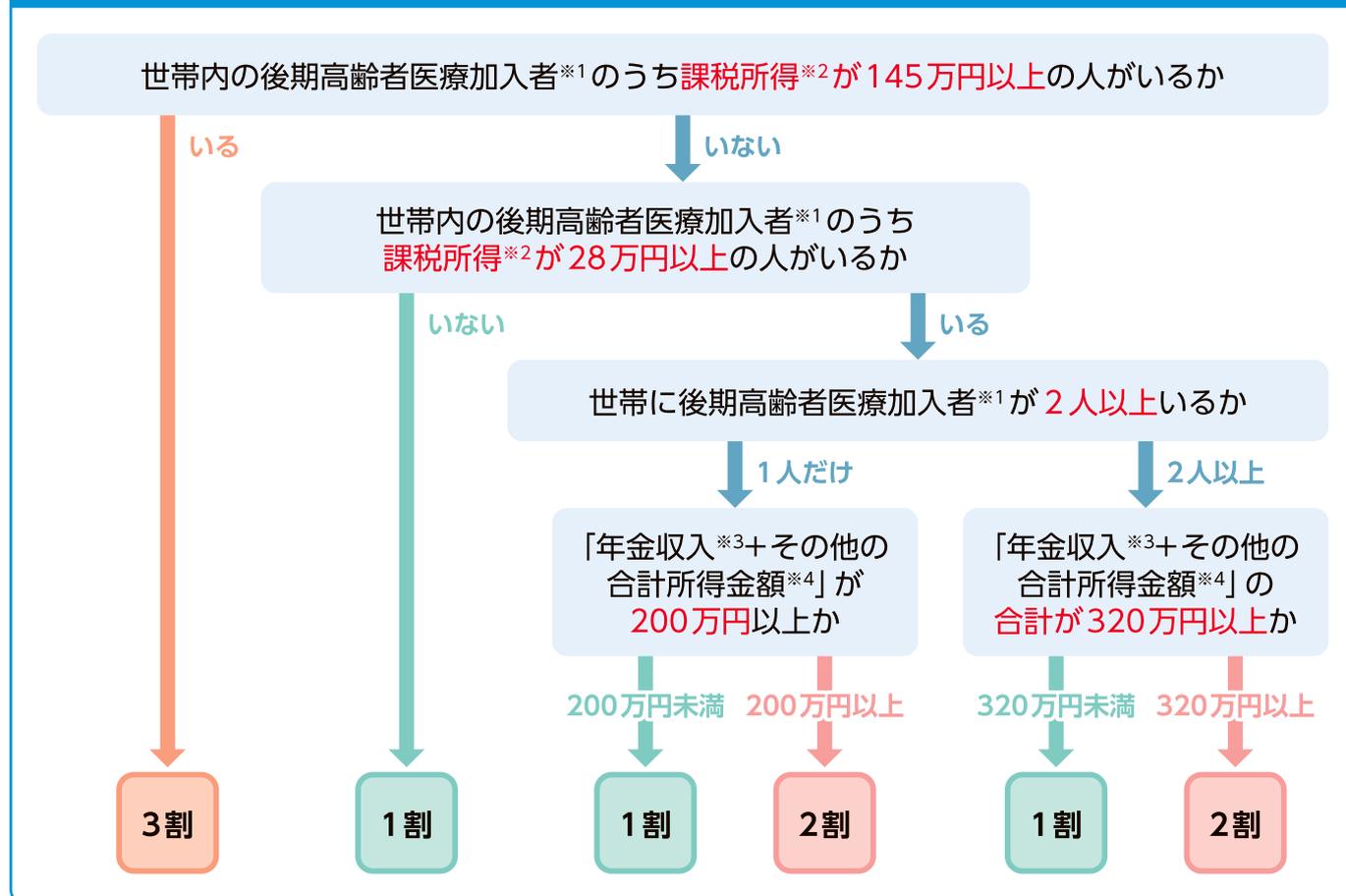
令和4年7月頃に交付する令和4年度被保険者証の有効期限はすべて「令和4年8月～令和4年9月」までの2カ月間となります。

その後

令和4年9月頃に令和4年10月からの新しい被保険者証をすべての人に交付します。

| 旧基準：令和4年9月30日まで | | 新基準：令和4年10月1日から | |
|-----------------|--------------|-----------------|--------------|
| 区分 | 医療機関窓口での負担割合 | 区分 | 医療機関窓口での負担割合 |
| 現役並み所得者 | 3割 | 現役並み所得者 | 3割 |
| 一般所得者 | 1割 | 要件を満たす方 | 2割 |
| 低所得者（住民税非課税世帯等） | 1割 | 一般所得者 | 1割 |
| | | 低所得者（住民税非課税世帯等） | 1割 |

窓口負担割合は、主に以下の流れで判定します



※1「後期高齢者医療加入者」とは…75歳以上の人および65～74歳で一定の障がいの状態にあると広域連合から認定を受けた人
 ※2「課税所得」とは………住民税納税通知書の「課税標準」の額。（前年の収入から、給与所得控除や公的年金等控除、所得控除（基礎控除や社会保険料控除等）を差し引いた後の金額）
 ※3「年金収入」とは………遺族年金や障害年金は含まず、公的年金等控除を差し引く前の金額
 ※4「その他の合計所得金額」とは…事業収入や給与収入等から、必要経費や給与所得控除を差し引いた後の金額